

令和6年横審第21号

裁 決

漁船A貨物船B衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官高橋政章出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人aの小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和5年9月7日06時17分僅か過ぎ

福島県勿来漁港東方

2 船舶の要目

船 種	船 名	漁船A	貨物船B
総 ト ン 数	6.6トン	56,999トン	
全 長		249.98メートル	
登 録 長	12.81メートル		
機 関 の 種 類	ディーゼル機関	ディーゼル機関	

出 力 502キロワット 11,400キロワット

3 事実の経過

Aは、船体ほぼ中央に操舵室を配した小型機船底びき網漁業に従事するFRP製漁船で、同室前部中央に舵輪、その前方に左舷側からレーダー、GPSプロッター、GPSコンパス及び魚群探知機、舵輪の左舷後方に腰掛けをそれぞれ備え、a受審人ほか1人が乗り組み、操業の目的で、船首0.6メートル船尾1.7メートルの喫水をもって、令和5年9月7日00時20分勿来漁港を発し、福島県小名浜港東方沖合の漁場に向かった。

a受審人は、漁場に到着して移動しながら操業を行い、05時45分頃操業を終えて帰途に就くこととし、レーダーを3海里レンジのノースアップの設定で、GPSプロッターとともに作動させて発進し、帰港中に漁獲物の選別作業（以下「選別作業」という。）をする予定で、05時48分半僅か過ぎ大津岬灯台から082度（真方位、以下同じ。）7.4海里の地点で、針路を273度に定め、8.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）とし、自動操舵によって進行した。

a受審人は、05時54分半僅か過ぎ大津岬灯台から081度6.6海里の地点で、正船首3.0海里のところに錨泊している黒い船体のBを初認し、右舷前方の勿来漁港の方向に操業中の漁船群を認めただので、同漁船群を航過した後、同漁港に向けるつもりで針路及び速力を維持し、船尾甲板に移動して甲板員とともに選別作業を始めた。

06時13分僅か過ぎa受審人は、大津岬灯台から074度4.2海里の地点に達したとき、Bが正船首1,000メートルのところとなり、Bに向首したまま衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、選別作業を続けているうちに、いつしかその作業に気を取られ、Bに対する動静監視を十分に行わなかったため、この状況に気付

かななかった。

a 受審人は、Bを避けることなく続航し、06時17分僅か過ぎ大津岬灯台から071度3.7海里の地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、その船首がBの右舷船首部に、前方から17度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力1の西北西風が吹き、潮候は上げ潮の中央期にあたり、視界は良好であった。

また、Bは、船尾船橋型の鋼製貨物船で、フィリピン共和国籍の船長b1及び一等航海士b2ほか21人が乗り組み、石炭97,167トンを積載し、船首12.6メートル船尾12.7メートルの喫水をもって、同年8月3日16時45分（現地時間）オーストラリア連邦ニューキャッスル港を発し、荷役待機のため、同月31日14時06分小名浜港南方沖合の衝突地点付近で、錨泊中の船舶であることを示す形象物を表示して錨泊及び停泊当直を開始した。

b2一等航海士は、翌月7日04時00分停泊当直に就き、船橋でレーダー及び双眼鏡により周囲を確認する傍ら、海図台に向かって航海日誌を記載していたところ、06時13分僅か過ぎ衝突地点で、船首が080度を向いていたとき、右舷船首13度1,000メートルのところAを視認することができ、その後同船が自船に向首したまま衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

こうして、b2一等航海士は、注意喚起信号を行わないで錨泊を続け、Bは、船首が076度を向いていたとき、前示のとおり衝突した。

b1船長は、衝突後に昇橋し、事後の処理に当たった。

衝突の結果、Aは、船首に破口を伴う亀裂等を、Bは、右舷船首部外板に擦過傷をそれぞれ生じたが、のちいずれも修理された。

(航法の適用)

本件は、勿来漁港東方沖合において、航行中のAと錨泊中のBとが衝突したものであるが、衝突地点付近の海域には特別法である港則法及び海上交通安全法の適用がないので、一般法である海上衝突予防法が適用される。

海上衝突予防法には、航行中の船舶と錨泊中の船舶との関係について個別に規定した条文がないことから、同法第38条及び第39条を適用して船員の常務により律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、勿来漁港東方沖合において、航行中のAが、動静監視不十分で、錨泊中のBを避けなかったことによって発生したが、Bが、見張り不十分で、注意喚起信号を行わなかったことも一因をなすものである。

a 受審人は、勿来漁港東方沖合において、帰港中、錨泊中のBを認めた場合、衝突のおそれについて判断することができるよう、同船に対する動静監視を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、選別作業を続けているうちに、いつしか作業に気を取られ、Bに対する動静監視を十分に行わなかった職務上の過失により、同船に向首したまま衝突のおそれがある態勢で接近する状況に気付かず、Bを避けずに進行して衝突を招き、A及びB両船それぞれに損傷を生じさせるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和6年11月26日

横浜地方海難審判所

審判官 浅野 活人